

小田原市下水道施設包括的維持管理業務

第2回事業者説明会

次第

- 1 開 会
- 2 挨 捶
- 3 小田原市下水道施設包括的維持管理業務について
- 4 意見交換
- 5 閉 会
- 6 名刺交換会及び個別対話

小田原市下水道施設包括的維持管理業務 第2回事業者説明会

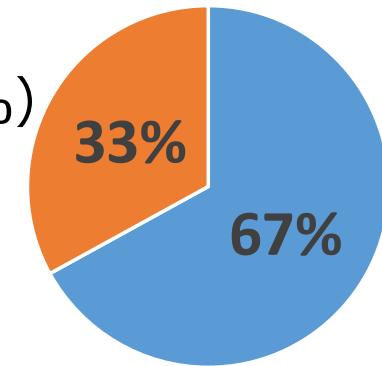
令和7年11月27日（木）及び28日（金）
上下水道局 下水道整備課

目 次

1. アンケートによる回答結果（概要）
2. 下水道施設包括的維持管理業務 実施方針（案）
3. 今後の予定

1. アンケートによる回答結果（概要）

P3

調査実施期間	令和7年 9月22日（月）から 令和7年10月8日（水）まで						
事業者説明会 参加企業数	38企業						
アンケート調査票 送付企業数	52企業 (説明会参加企業及び受注実績企業)						
アンケート調査票 提出企業数	46企業（回答率 約88%） うち市内事業者 31企業 市外事業者 15企業  <p>■ 市内事業者 ■ 市外事業者</p> <table><thead><tr><th>事業者種別</th><th>企業数</th></tr></thead><tbody><tr><td>市内事業者</td><td>31企業</td></tr><tr><td>市外事業者</td><td>15企業</td></tr></tbody></table>	事業者種別	企業数	市内事業者	31企業	市外事業者	15企業
事業者種別	企業数						
市内事業者	31企業						
市外事業者	15企業						
個別対話企業数	12企業						

1. アンケートによる回答結果（概要）

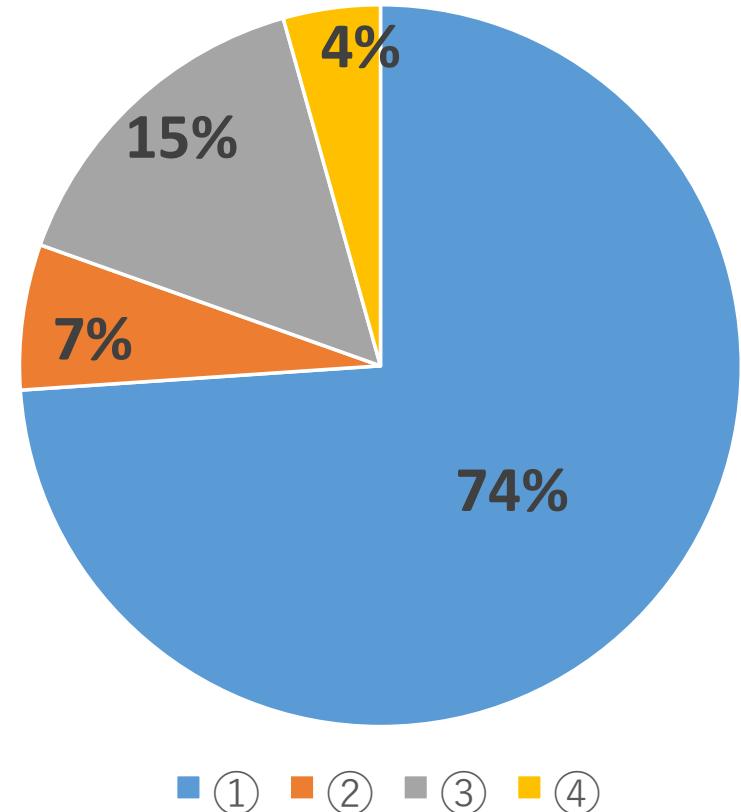
P4

アンケート項目	
(1) 包括的範囲について	・管路と施設を一体とした業務範囲について
(2) 管路の業務内容について	・新たに追加するスクリーニング調査、不明水調査及び取付管の布設替えについて
(3) 施設の業務内容について	・新たに追加する施設の業務内容について
(4) 業務期間について	・業務期間 5年間について
(5) 主な参加条件について	・本市の包括的民間委託に必要と思われる参加条件について
(6) 共同企業体の役割分担と体制について	・市が想定する共同企業体の役割分担と体制について
(7) 事業参画の意向について	・事業への参画の意向について

(1)包括的範囲について

- 管路と施設を一体とした業務範囲について

①妥当	……………	34企業
②不適当	……………	3企業
③その他	……………	7企業
④未回答	……………	2企業



最多回答：「①妥当」：74%

(1)包括的範囲について

意見・質問に対する本市の考え方

- ・業務の関連性が少ないため、別々に発注した方が良いのではないか
(②不適当と回答)

⇒管路と施設の維持管理業務の一体化により、マンホールポンプの復旧時間の短縮、緊急時の体制強化、業務の効率化を期待しており、管路と施設の一体的な維持管理体制の構築を図りたいと考えています。

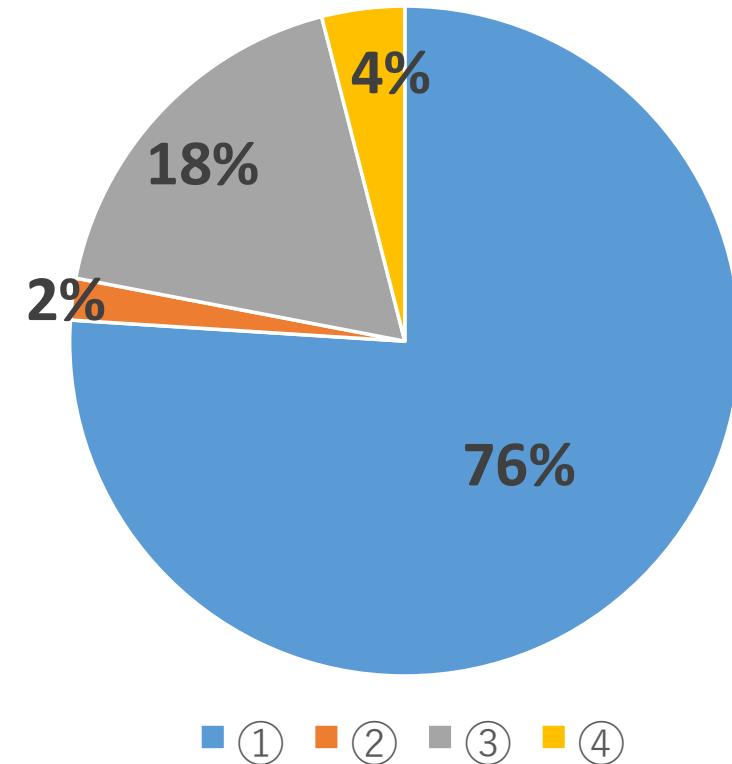
- ・ストックマネジメント計画作成支援業務など、管路と施設の共通業務の追加や、
ウォーターPPP制度の活用について検討が必要と考える (③その他と回答)

⇒ストックマネジメント計画はすでに策定しており、管路と施設を一体とした下水道施設の包括的な維持管理業務に向けての検討を開始しているため、現時点ではウォーターPPP制度を活用することは考えていません。

(2)管路の業務内容について

- 新たに追加するスクリーニング調査、不明水調査及び取付管の布設替えについて

①妥当	……………	35企業
②不適当	……………	1企業
③その他	……………	8企業
④未回答	……………	2企業



最多回答：「①妥当」：76%

(2)管路の業務内容について

意見・質問に対する本市の考え方

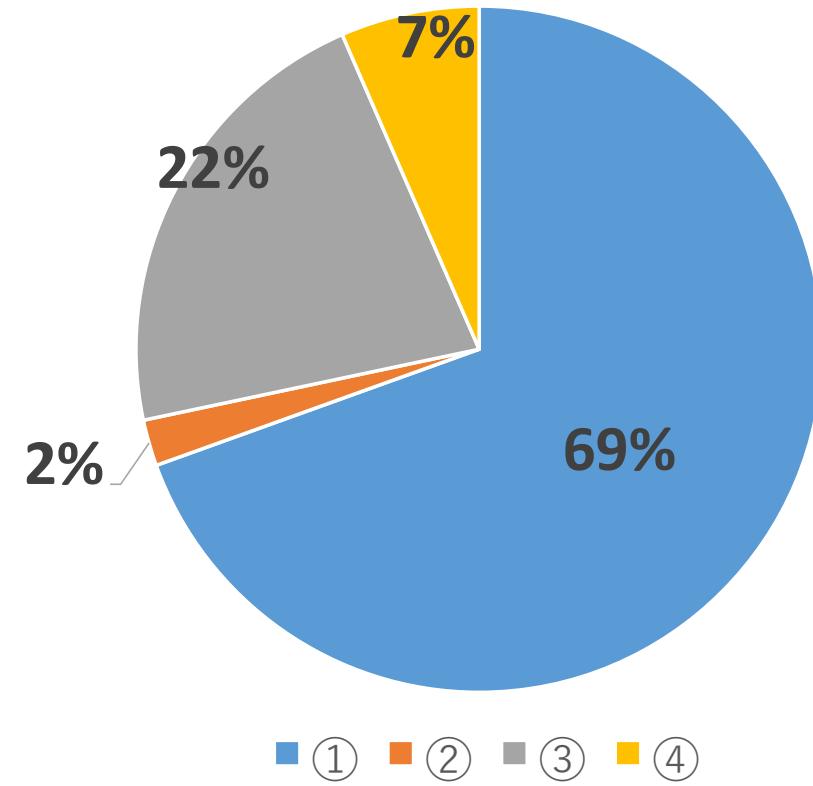
- ・追加される業務は、分量を固定せず柔軟な対応が可能な総価契約単価合意方式等を希望する（①妥当と回答）

⇒追加した計画的調査業務及び不明水調査業務の内訳、数量は業務規模を示したもののです。

(3)施設の業務内容について

- ・新たに追加する施設の業務内容について

①妥当	32企業
②不適当	1企業
③その他	10企業
④未回答	3企業



最多回答：「①妥当」：69%

(3)施設の業務内容について

意見・質問に対する本市の考え方

- ・ユーティリティを業務範囲に加えてほしい（①妥当と回答）

⇒ご意見を参考にさせていただき、今後、検討していきます。

- ・運転管理業務のみから包括化した方が良いのではないか（③その他と回答）

- ・ポンプ場等の修繕は切り離した方が良いと考える（③その他と回答）

⇒運転管理業務、保守点検業務をはじめ、修繕業務等を一体的に包括化することにより、施設監視による異常発生から修繕までの迅速な対応を期待しており、施設の維持管理の効率化を図りたいと考えています。

(4)業務期間について

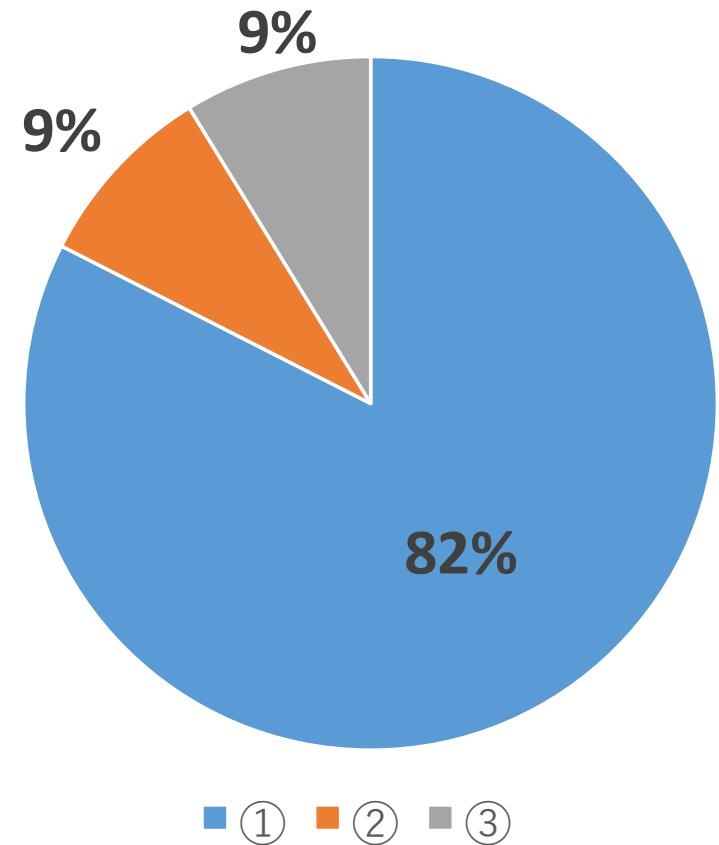
- ・業務期間 5年間について

①妥当 ・・・ 38企業

②不適当 ・・・ 4企業

③未回答 ・・・ 4企業

最多回答：「①妥当」：82%



(4)業務期間について

意見・質問に対する本市の考え方

- ・社会情勢（人件費や物価上昇）、新規企業の参入等を考慮すると5年は長いのではないか（②不適当と回答）

⇒国土交通省のガイドラインや他自治体の事例から、包括的民間委託は3～5年としているケースが多く、事業の安定性からも5年間が妥当と考えています。

(5)主な参加条件について

- 本市の包括的民間委託に必要と思われる参加条件について

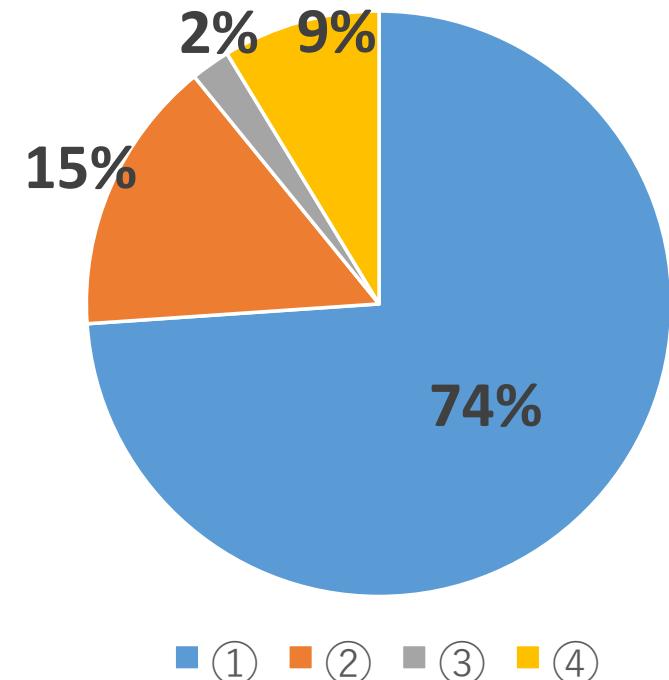
①妥当 ・・・ 34企業

②おおむね妥当であるが
改善してほしい点がある ・・・ 7企業

③不適当 ・・・ 1企業

④未回答 ・・・ 4企業

最多回答：「①妥当」：74%



(5) 主な参加条件について

意見・質問に対する本市の考え方

- 「市内に本店を有する企業でなければならない」とあるが、地元要件で制限すると競争性が著しく低下するなど考えられるため、検討してほしい
(②おおむね妥当だが改善してほしい、③不適当と回答)

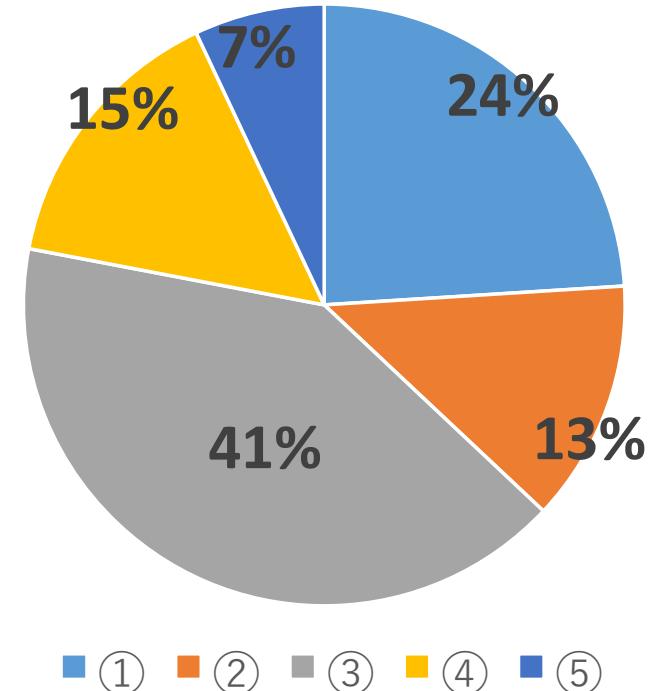
⇒下水道施設包括的維持管理業務の基本方針（案）において、地域経済の好循環に寄与する事業化を図ることから地元要件を設定しております。
また、業務の再委託については、本市の承諾を得たうえで認めております。

- 運営方式は「共同施工方式」または「分担施工方式」の任意としてほしい
(②おおむね妥当だが改善してほしい)
- ⇒運営方式は「共同施工方式」または「分担施工方式」の任意として、実施方針（案）に反映します。

(6) 共同企業体の役割分担と体制について

- ・市が想定する共同企業体の役割分担と体制について

①パターンAが妥当	・・・・・	11企業
②パターンBが妥当	・・・・・	6企業
③パターンA・Bどちらとも妥当	1	9企業
④その他	・・・・・・・・	7企業
⑤未回答	・・・・・・・・	3企業



最多回答：「③パターンA・パターンBどちらも妥当」：41%

(6) 共同企業体の役割分担と体制について

意見・質問に対する本市の考え方

- ・統括監理業務は統括責任者が一元管理するべきと考えるため、パターンAが良い
(①パターンAが妥当と回答)
- ・ノウハウや専門性が異なるため、パターンBが良い
(②パターンBが妥当と回答)
- ・事業特性や構成企業の状況を踏まえ、柔軟に選択可能な仕組みが望ましいと考える
(④その他と回答)

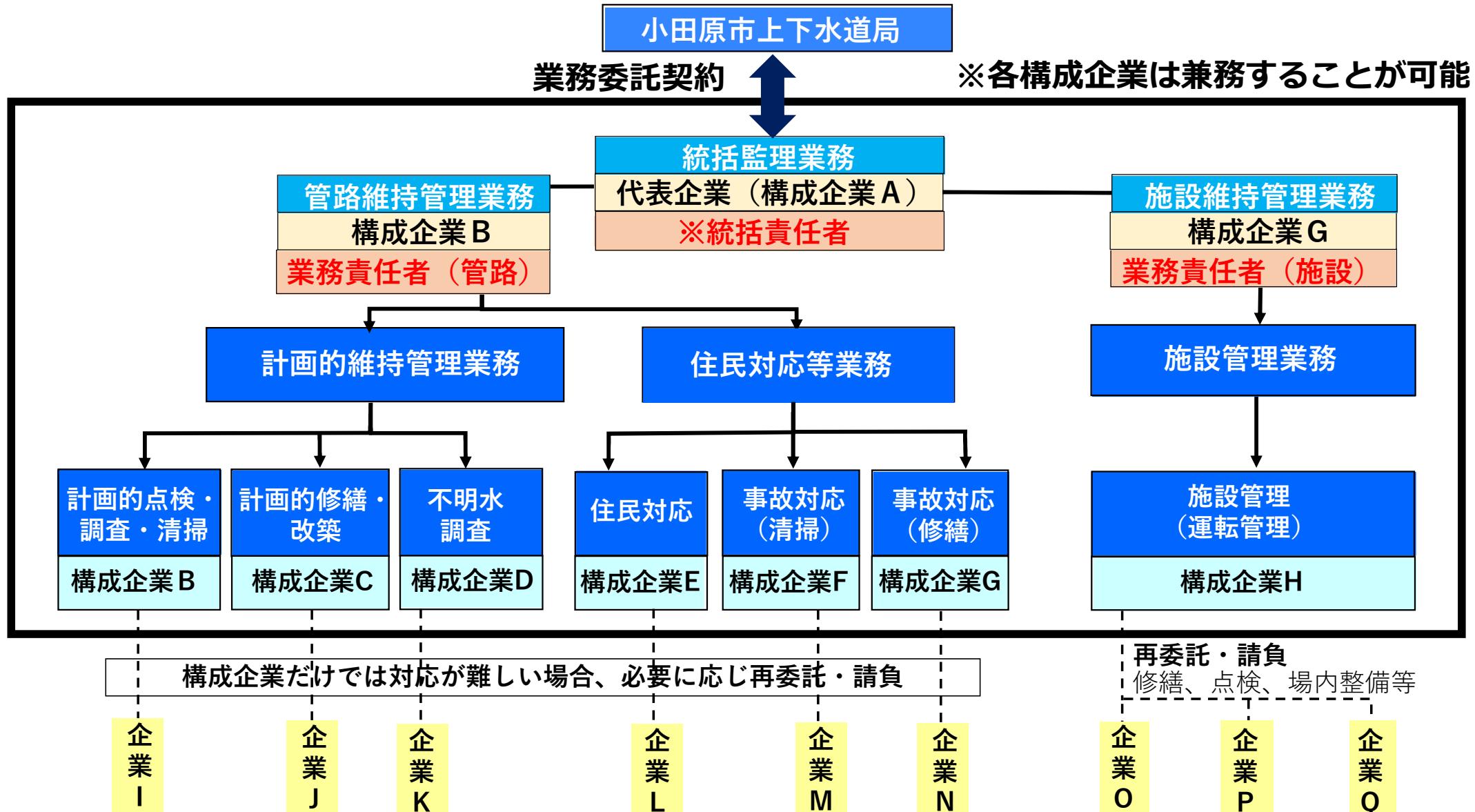
⇒パターンA及びパターンBにも柔軟に対応できるように、統括監理業務には業務全体の管理・調整を担う統括責任者を配置し、また、管路と施設の維持管理業務には、それぞれ専門的な知識を有する業務責任者を配置することにより、専門性や知識を生かした体制となるよう実施方針（案）に反映していきます。

※各業務の配置技術者については、今後検討していきます。

1. アンケートによる回答結果（概要）

P17

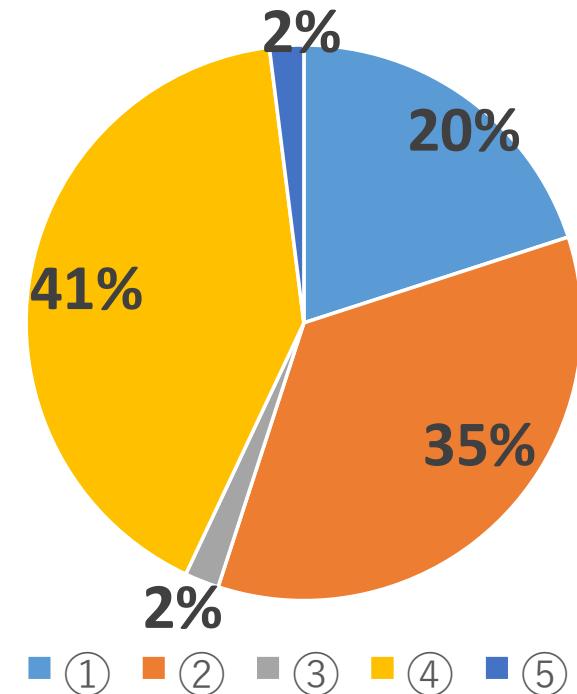
(6) 共同企業体の役割分担と体制について 市がイメージする事業スキーム（例）



(7) 事業への参画の意向について

- ・事業への参画の意向について

①参画したい	・・・・・・・・・・・・	9企業
②構成企業としてではなく、再委託等による 協力企業として事業参画したい	・・・	16企業
③参画しない	・・・・・・・・・・・・	1企業
④未定	・・・・・・・・・・・・	19企業
⑤未回答	・・・・・・・・・・・・	1企業



最多回答「①・②参画したい」と回答した企業：55%

(7) 事業への参画の意向について

意見・質問に対する本市の考え方

- ・組合に加入していないため、参加できないのではないか (④未定と回答)

⇒参加資格要件を満たしていれば、組合に未加入でも参加可能と考えています。

- ・現時点では検討段階だが、制度設計や具体的な仕様が明確になれば判断したい (④未定と回答)

⇒具体的な業務内容や数量、業務予算については、令和8年4月頃に開催する「第3回事業者説明会」でお示しする予定です。

その他

- ・その他、ご意見等がありましたら、お聞かせ下さい。

意見・質問に対する本市の考え方

- ・統括監理業務において求められる資格要件はないとの認識で良いか

⇒資格要件を求めております。

(詳細については、後ほど説明させていただきます。)

- ・施設の老朽化等で設備の交換、修繕が必要な施設は包括委託開始前に改修をお願いします

⇒対象施設の設備については、優先順位を付けて順次、交換、修繕等で対応をして
いるため、包括委託開始前に老朽化施設を全て改修することは考えていません。
また、業務期間中に修繕費用が超過する際は、必要に応じて変更を考えています

目 次

1. アンケートによる回答結果（概要）
2. 下水道施設包括的維持管理業務 実施方針（案）
3. 今後の予定

2. 下水道施設包括的維持管理業務 実施方針（案）

P22

下水管路包括的維持管理業務の基本方針 ※おだわら下水道ビジョン（R4）

- (1) 持続可能な下水道サービス維持のため、地域で出来ることは地域で行う。
- (2) 市と市内事業者、市外事業者の連携と適切な役割分担を行う。
- (3) 市内事業者が参加しやすく地域経済の循環に寄与する形での事業化を図る。

第7次小田原市総合計画第1期実行計画（策定中）

★目指す姿 上下水道施設の整備・維持管理が適切になされ災害に強いまち
詳細施策 公民連携による下水道施設の包括的な維持管理を行う。

反映  整合

下水道施設包括的維持管理業務の基本方針（案）

- (1) 下水道施設の効率的かつ効果的な維持管理を行い、持続可能で安全・安心な下水道サービスを提供する。
- (2) 市内事業者の活性化及び経営基盤の強化に資する事業化を図り、地域経済の好循環を創出する。
- (3) 大規模地震等の災害発生時は、公民連携による応急体制を構築して、災害に強いまちの実現を目指す。

2. 下水道施設包括的維持管理業務 実施方針（案）

P23

※実施方針は検討中であり、ここで示すものはあくまで案です。

以降の内容は、実施方針（案）から一部抜粋したものです。

第1章 業務内容に関する事項

業務名	小田原市下水道施設包括的維持管理業務
基本方針	<ul style="list-style-type: none">下水道施設の効率的かつ効果的な維持管理を行い、持続可能で安全・安心な下水道サービスを提供する。市内事業者の活性化及び経営基盤の強化に資する事業化を図り、地域経済の好循環を創出する。大規模地震等の災害発生時は、公民連携による応急体制を構築して、災害に強いまちの実現を目指す。
業務の目的	本業務は、本市が所有する下水道施設（管路、下水道管理センター、中継ポンプ場等）の維持管理に関する各種業務等について、複数年かつ包括的に委託することにより、更なる市民サービスの向上と業務の効率化を図るとともに、緊急時における連携体制を強化し、下水道施設の安全・安心な維持管理を確保することを目的とする。

2. 下水道施設包括的維持管理業務 実施方針（案）

P24

※実施方針は検討中であり、ここで示すものはあくまで案です。

第1章 業務内容に関する事項

対象施設	<p>【管路】 下水道本管（汚水） 約 600 km 人孔、人孔蓋 約25,000 基 取付管、公共ます 約50,000 基</p> <p>【施設】 下水道管理センター（雨天時貯留施設） 1箇所 中継ポンプ場（早川・南町） 2箇所 マンホールポンプ 25箇所</p>
業務事務所	<p>本業務において市民等からの通報等があった際は、対象場所に概ね1時間以内に到着して対応すること。 そのため、業務事務所は事業者自ら準備するものとし、その場所等については事前に承諾を得なければならない。 なお、下水道管理センター（小田原市寿町5-23-30）内に業務事務所を設置する場合は、本業務の履行期間に限り、無償で貸与する。</p>
業務履行期間	5年間（令和9年4月1日～令和14年3月31日）

※実施方針は検討中であり、ここで示すものはあくまで案です。

第1章 業務内容に関する事項

業務内容	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none">・統括監理業務 (業務全般の統括監理、業務計画書及び報告書作成) <p>【下水管路】</p> <ul style="list-style-type: none">・計画的維持管理業務 (点検・調査・清掃・修繕・改築・不明水調査)・住民対応等業務 (通報受付・現地調査・緊急対応)・情報管理業務 (維持管理情報の管理業務) <p>【下水道施設】</p> <p>(下水道管理センター、中継ポンプ場、マンホールポンプ)</p> <ul style="list-style-type: none">・保全管理業務 (定期・日常点検、修繕、広場管理)・運転管理業務 (施設の運転操作・監視)・調達管理業務 (電機部品や材料等の調達)・情報管理業務 (維持管理情報の管理業務)
事業方式	包括的民間委託

2. 下水道施設包括的維持管理業務 実施方針（案）

P26

※実施方針は検討中であり、ここで示すものはあくまで案です。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

実施形式	公募型プロポーザル式
応募者の構成	<p>応募者の構成等は、次に示すとおりとする。 なお、統括監理業務の再委託は認めないものとする。</p> <p>①応募者は複数の企業で構成する共同企業体とし、共同企業体の運営方式については、「共同施工方式」「分担施工方式」どちらでも可能とする。</p> <p>②共同企業体を構成する企業の数は任意とする。</p> <p>③計画的維持管理業務、住民対応等業務を実施する企業は市内に本店の有する企業でなければならないが、構成企業だけでは対応が難しい場合は、本市の承諾を得たうえで再委託を認めるものとする。</p> <p>④保全管理業務、運転管理業務、調達管理業務の業務を再委託等する場合は、市内に本店等を有する企業を積極的に活用しなければならない。</p> <p>⑤構成企業は、他の共同企業体と重複することはできない。</p> <p>⑥各構成企業の出資比率は問わない。</p>

※実施方針は検討中であり、ここで示すものはあくまで案です。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

応募要件 (共通)

- ④国または地方公共団体等が発注する次の業務実績をすべて有すること。
なお、平成28年度以降から応募資格審査書類の提出期限までに完了した業務を実績とする。
- (a)下水管路の点検または調査業務
 - (b)下水管路の清掃業務
 - (c)下水管路の改築（管渠更生工事等）または修繕（人孔蓋取替工等）
 - (d)下水道処理場、または中継ポンプ場等の下水道施設に関する運転管理業務

2. 下水道施設包括的維持管理業務 実施方針（案）

P28

※実施方針は検討中であり、ここで示すものはあくまで案です。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

応募要件 (統括監理)	<p>①共同企業体の代表企業は業務全般の統括監理業務を行うとともに、応募資格審査書類の提出時点において、令和7・8年度の小田原市競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。</p> <p>②統括監理業務における統括責任者は(a),(b)の要件を満たす者とする。</p> <p>(a)いずれかの要件を有する者でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">・下水道施設の維持管理業務に関する高度な技術（下水管路管理総合技士または下水管路管理主任技師）を有する者・下水道施設の維持管理業務(下水道施設包括的維持管理業務(履行中含む))に関する実務経験（統括責任者または現場管理経験者）を有する者・下水道施設の計画策定業務に関する高度な技術（技術士 上下水道部門（下水道））を有する者・下水道施設の計画策定業務(下水道ストックマネジメント計画策定等に携わった経験)に関する実務経験(管理技術者または照査技術者)を有する者 <p>(b) 3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。</p>
----------------	--

※実施方針は検討中であり、ここで示すものはあくまで案です。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

応募要件 (管路関係)	<p>①構成企業のうち下水管路の業務に携わる企業は令和7・8年度の小田原市競争入札参加資格者名簿の次のいずれかに登録された者であること。</p> <ul style="list-style-type: none">・一般委託（清掃請負（庁舎外））・一般委託（調査業務委託）・工事（土木一式） <p>②下水道施設に係る修繕及び改築を行う企業は、次の要件を満たす者とする。</p> <p>(a)応募資格審査書類の提出期限から契約締結日まで、建設業法第28条の規定に基づく指示または営業停止命令を受けていない者。</p>
----------------	---

※実施方針は検討中であり、ここで示すものはあくまで案です。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

③下水道管路の業務における業務責任者は、(a),(b),(c)の要件を満たす者とする。なお、個別の業務ごとに複数の業務責任者を置くことは妨げない。

(a)次のいずれかの資格を有する者。

- ・下水道管路管理総合技士
- ・下水道管路管理主任技士
- ・下水道管路管理専門技士
- ・下水道法第22条に規定する資格者
- ・**1級または2級土木施工管理技士**

(b)応募資格審査書類の提出があった日において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。

(c)下水道管路の維持管理に関する実務経験を有する者。

応募要件
(管路関係)

※実施方針は検討中であり、ここで示すものはあくまで案です。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

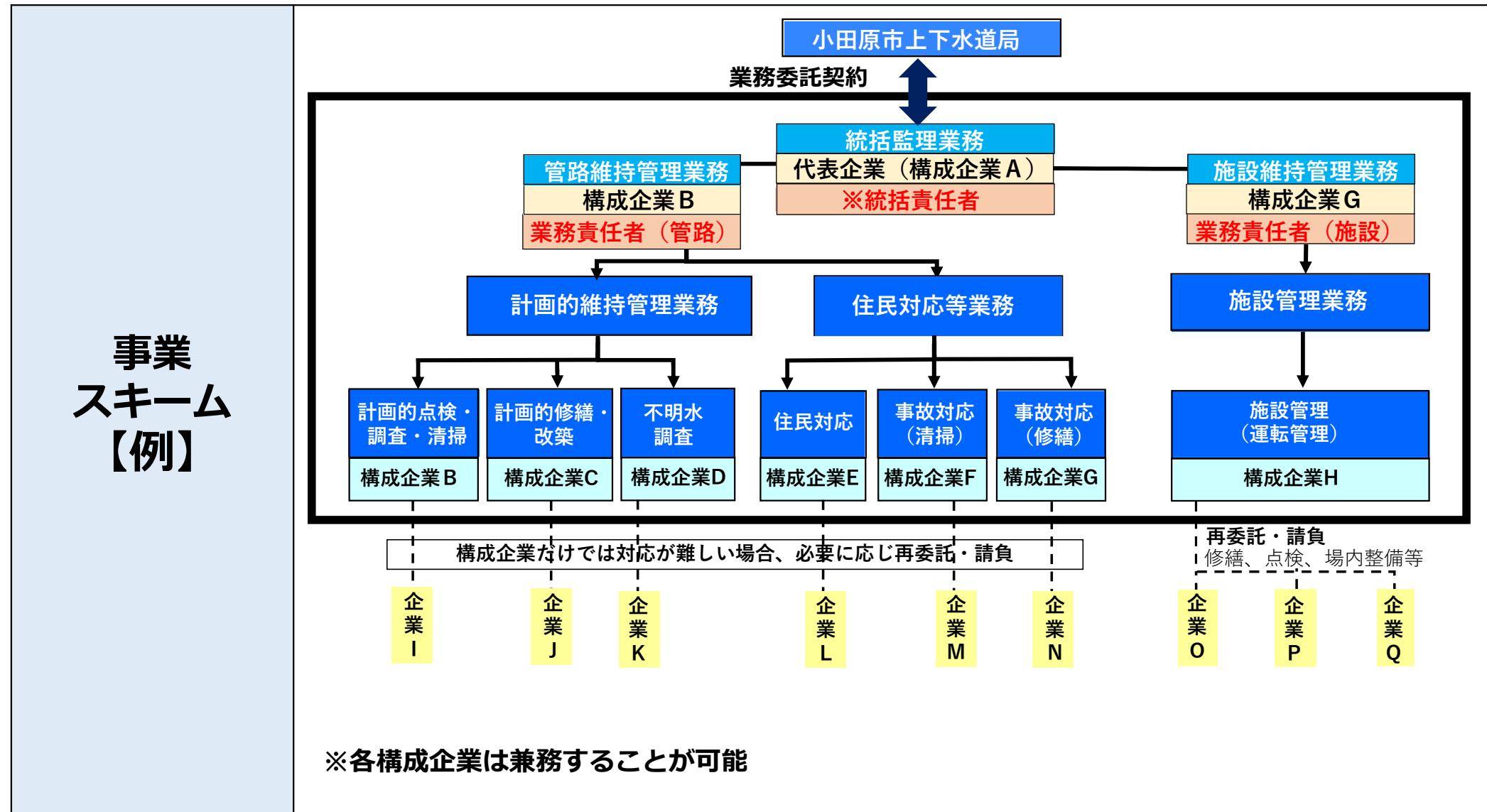
応募要件 (施設関係)	<p>①構成企業のうち施設関係業務に携わる企業は、応募資格審査書類の提出時において、令和7・8年度の小田原市競争入札参加資格者名簿の次に登録された者であること</p> <ul style="list-style-type: none">・一般委託（汚水処理施設等保守管理の委託） <p>②下水道施設の業務における業務責任者は、(a),(b),(c)の要件を満たす者とする。</p> <p>(a)次のいずれかの資格を有する者</p> <ul style="list-style-type: none">・下水道処理施設管理技士・下水道法第22条に規定する資格者 <p>(b)応募資格審査書類の提出があった日において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。</p> <p>(c)下水道施設の維持管理に関する実務経験を有する者。</p>
----------------	--

2. 下水道施設包括的維持管理業務 実施方針（案）

P32

※実施方針は検討中であり、ここで示すものはあくまで案です。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項



2. 下水道施設包括的維持管理業務 実施方針（案）

P33

※実施方針は検討中であり、ここで示すものはあくまで案です。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

事業者の選定方法	<p>本業務の事業者の募集及び選定については、公募型プロポーザル方式により行う。なお、手続きは次の通り実施することを予定しており、詳細については募集要項等において定めるものとする。</p> <p>(1) 応募資格要件</p> <p>応募資格の確認として、必要資格者の配置や一定の業務実績を有すること等の確認を行う。</p> <p>(2) 提案内容の評価</p> <p>具体的な業務の実施方法などについて提案内容を含め総合的に評価したうえで事業者を決定する。なお、提案内容は書面での提出のほか、プレゼンテーションの内容も踏まえて評価する。</p>
事業者選定委員会の設置	<p>市は、事業者の選定に際して学識経験者及び行政職員から構成される「小田原市下水道施設包括的維持管理業務事業者選定委員会」（以下「事業者選定委員会」という。）を設置する。</p> <p>事業者選定委員会は、応募者の提案の審査を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。</p>

2. 下水道施設包括的維持管理業務 実施方針（案）

P34

※実施方針は検討中であり、ここで示すものはあくまで案です。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

事業者選定までの日程	実施事項	日程
	実施方針の公表	令和8年5月
	実施方針に関する質問の受付	令和8年5月～6月
	実施方針に関する質問の回答公表	令和8年7月
	第1回事業者選定委員会の開催	令和8年7月
	プロポーザルの募集広告	令和8年8月
	応募資格に関する質問受付	令和8年8月
	応募資格以外に関する質問受付	令和8年8月
	応募資格に関する質問への回答公表	令和8年9月
	応募資格以外に関する質問への回答公表	令和8年9月
	応募資格審査書類の受付	令和8年10月
	応募資格審査結果の通知	令和8年11月
技術的対話の応募締め切り		令和8年11月
技術的対話の実施 ※希望がある場合		令和8年11月

2. 下水道施設包括的維持管理業務 実施方針（案）

P35

※実施方針は検討中であり、ここで示すものはあくまで案です。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

事業者選定までの日程	実施事項	日程
	技術的対話の終了宣言・対話結果の通知	令和8年11月
	提案内容審査に関する提案書類の受付	令和8年11月
	第2回事業者選定委員会の開催 (プレゼンテーションの実施及び応募者への質疑)	令和8年12月
	審査結果通知・審査結果・審査講評の公表	令和8年12月
	詳細協議	令和8年12月～ 令和9年2月
	契約締結	令和9年2月

2. 下水道施設包括的維持管理業務 実施方針（案）

P36

※実施方針は検討中であり、ここで示すものはあくまで案です。

第3章 業務契約に関する事項

業務委託契約の締結	選定された優先交渉権者は、随意契約の相手方として、本市と契約内容に関する詳細協議を行い、双方の協議が整ったときは業務委託契約を締結する。
契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置	業務委託契約書等の解釈について疑義が生じた場合、本市と優先交渉権者は誠意をもって協議する。
次点交渉権者との協議	市は、優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点交渉権者を優先交渉権者として詳細協議を行う。
契約に要する費用	契約に要する費用は、全て優先交渉権者の負担とする。
契約保証金	小田原市規約規則による。

※実施方針は検討中であり、ここで示すものはあくまで案です。

第3章 業務契約に関する事項

委託費の改定	<ul style="list-style-type: none">事業環境の著しい変化に伴う委託費の改定 直近の委託費の設定（改定）時から、事業環境が著しく変化し、事業者に影響を及ぼす場合、必要に応じて委託費の改定を行うことができる。 ※詳細については今後検討していきます。
--------	--

2. 下水道施設包括的維持管理業務 実施方針（案）

P38

※実施方針は検討中であり、ここで示すものはあくまで案です。

第4章 業務実施に関する事項

対象業務の水準	本業務に要求する水準は、要求水準書において示すものとする。また、業務実施に必要となる資格者等についても要求水準書の記載に基づき配置すること。
モニタリングの実施	市は、事業者が提供する業務内容の確認等を目的にモニタリングを行う。詳細なモニタリングの方法及び内容等については、要求水準書等において示すものとする。
リスク分担の基本的な考え方	本業務におけるリスク分担の基本的な考え方は、適正にリスク分担を行うことにより、より効率的で質の高いサービスの提供を目指すものである。 市と事業者は各々が担う業務についてそのリスクを負担するが、各リスク分担については、要求水準書等において示すものとする。

※実施方針は検討中であり、ここで示すものはあくまで案です。

第5章 その他業務の実施に関し必要な事項

予算措置	本業務における予算措置は、債務負担行為を定めるよう、手続きを進めるものとする。
本業務に係る情報の提供	本業務に係る情報の提供については、市のホームページを通じて情報の提供を行うものとする。
応募者が1者のみであった場合の取扱い	本業務に対する応募者が1者のみであった場合は、事業者の選定方法に基づき、応募者の審査を行い、優先交渉権者として選定することの可否を決定する。
プロポーザルの中止等	不正な行為等により、事業者の選定を公正に執行できないと認められる場合、若しくは競争性を確保し得ないと認められる場合は、プロポーザルの執行延期、再募集告示又は中止等の対処を図る場合がある。
応募の費用負担	応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

※実施方針は検討中であり、ここで示すものはあくまで案です。

第5章 その他業務の実施に関し必要な事項

提出書類の取扱い	<ol style="list-style-type: none">1) 著作権 応募者から提出された提案書類の著作権は応募者に帰属する。2) 提案書類の返却<ol style="list-style-type: none">ア) 提出書類 企画提案書等、すべての提出書類は返却しないイ) 提出内容の取扱 提出された提案書類は、受託候補者を特定する目的以外には使用しない。ただし、小田原市情報公開条例に基づき、開示請求があった時は、当該企業等の権利や競争の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある
-----------------	---

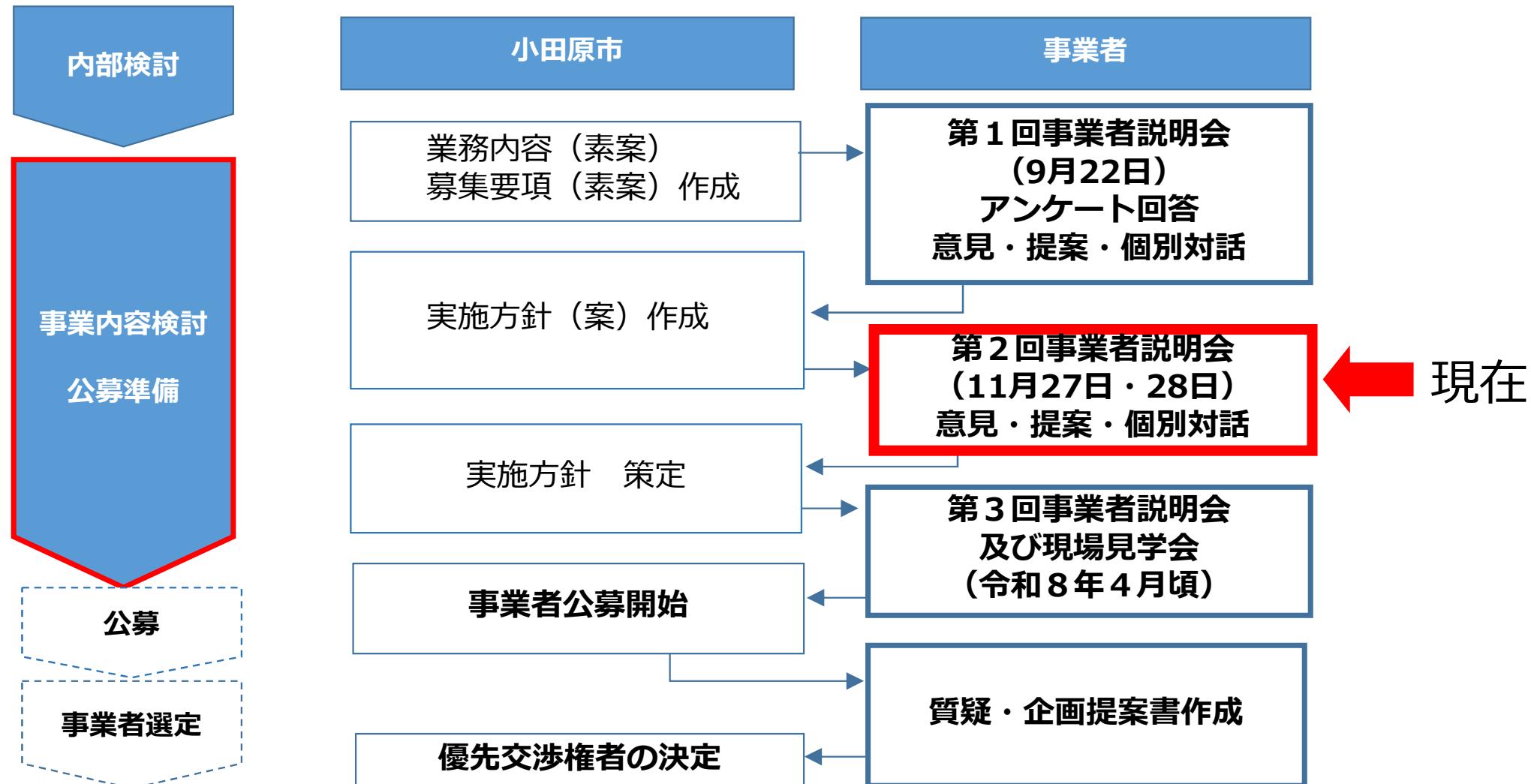
目 次

1. アンケートによる回答結果（概要）
2. 下水道施設包括的維持管理業務 実施方針（案）
3. 今後の予定

3. 今後の予定

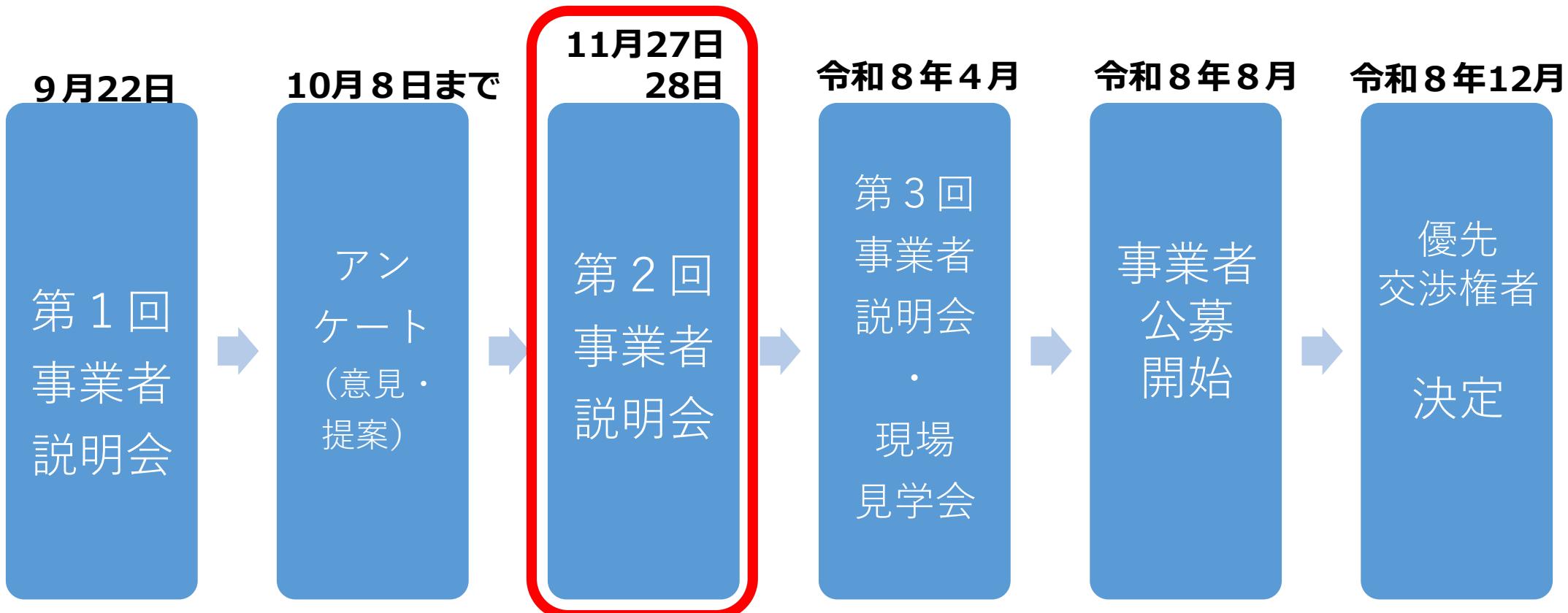
P42

- 第1回事業者説明会の「業務内容（素案）及び募集要項（素案）」に対してアンケート調査で頂いた意見・提案を踏まえ、「実施方針（案）」を作成しました。今回の事業者説明会を踏まえ、「実施方針」を策定していきます。



3. 今後の予定

P43



- 本業務に対して、質問・意見等がある場合は、令和7年12月5日（金）までの間で、個別に対応させていただきます。
- 第3回事業者説明会は実施方針や事業予算を説明し、現場見学会は下水道管理センター、中継ポンプ場等をご案内する予定です。

誰もが笑顔で暮らせる、愛すべきふるさと小田原

ありがとうございました。



小田原市上下水道局キャラクター
「おみずまる」